

屋根工事の「点検商法」トラブル

【問】先日、「近所で工事をしている業者です」と言って、作業服を着た男性が、突然自宅に訪ねてきた。「近所で工事をしているが、音はうるさくないか。迷惑を掛けて申し訳ないので、無料で屋根の点検をさせてもらう」と言ってくれた。せっかくなので、見てもらうことにした。

屋根の写真を見せられ「外壁などは、まだ大丈夫だが、屋根がかなり傷んでいる。雨漏りが心配だ。今年は雨の日も多いし、台風が来る前に修理した方が良い」と言われ、50万円で屋根修理工事の契約をした。

翌日、近所で工事をしている業者に尋ねたら「工事に入る際には、ごあいさつに回らせてもらっているが、無料の点検等は行っていない」と言われ、訪ねて来た業者は、うそを言っていたことが分かった。

すぐに、消費生活センターに相談し、「クーリング・オフ」通知を出したので、金銭的被害なく、契約を解除することができた。このようなトラブルに遭わないためには、今後どのようなことに注意すれば良いか、教えてほしい。
(70歳代男性)

～「雨漏り」不安煽る手口 その場で契約をしない～

【答】「近所で工事を行っているので、あいさつに来た」「屋根瓦がずれているのが見えた」などと言って突然訪問し、「無料で点検する」と言って点検した後、「このままだと雨漏りする」「瓦が飛んで大変なことになる」などと不安を煽（あお）り、工事の契約をする手口を「点検商法」といいます。

「無料で点検する」などと言って訪問してくる事業者には、次のように対応しましょう。

①突然訪問してきた業者には、安易に点検を依頼しないようにしましょう。

②「このままでは雨漏りがする」などと言われても、事業者の話をうのみにせず、また現況写真だと言ってひび割れた屋根瓦の写真などを見せられたとしても、本当に自分の家の写真かどうか、冷静になって確認しましょう。

③突然に訪問してきた業者から契約を急かされても、その場で契約することなく、別の専門家等にも確認して、複数の業者から見積もりを取るようにしましょう。

④「契約している火災保険の保険金で、自己負担なく工事ができる」と勧誘されても、契約している火災保険の内容によっては、保険金が支払われない場合もあります。また、保険金の請求は、加入者自身で行うことが基本です。保険金の申請については、業者ではなく、必ず契約している保険会社または代理店に、直接尋ねましょう。

⑤もし、勧誘してきた業者と契約を交わしてしまった場合は、必ず契約書面を受け取り、「クーリング・オフ」等の記載事項も確認し、契約内容や契約金額に納得できるかを、8日以内によく検討しましょう。

【筆者ひとこと】

訪問販売で契約した場合は、契約書を受け取った日から8日間は、クーリング・オフ（無条件解約）が可能です。事業者との契約で不安に思った場合や、クーリング・オフの手続き方法がわからないときは、最寄りの消

費生活センター等にご相談ください。